

# ○調達要求及び契約審査会の設置目的、性格等及びこれが運営に関する通知

昭和34年6月12日

海幕経監第116号

海上幕僚監部経理補給部長から、各地方総監部経理補給部長、各教育航空隊司令、海上自衛隊各学教総務部長、海上自衛隊各地区病院長、各基地隊司令、各航空隊司令、航空自衛隊第1補給処第2補給部長あて

関連文書：海幕経監第14号（34.1.21）

## 会計経理業務の改善について

標記について、調達業務に対する事前監査の強化のため、各地方総監部等に調達要求及び契約審査会を設置することについては、さきに関連文書をもつて通達済で、本年2月開催の海上自衛隊会議並びに、最近実施の海上自衛隊各地方総監部経理補給部長会議においても、その徹底実施方を要望している次第もあるので、この際改めて、標記審査会の設置目的、性格等及び各地方総監部経理補給部に契約課新設後のこれが運営等について、下記のとおり了知のうえ、しかるべく処理されたい。

### 1 審査会の設置目的、性格及びその決定と支出負担行為担当官（契約担当官）との関係について

#### (1) 設置目的

審査会の設置目的は、通常のルーティングによる書類の流れでは、実際上は見逃しやすい盲点等を審査会において衆智により、発見し過誤を未然に防止し、もつて調達要求及び契約の適正を期さんとするものである。

#### (2) 性格及びその決定と物品管理官又は支出負担行為担当官（契

約担当官以下同じ。)との関係

審査会の性格は、物品管理官又は支出負担行為担当官の諮問、助言的機関であり、従って物品管理官又は支出負担行為担当官に対する拘束又は強制的機関ではない。従ってその最終的決定権限は、調達要求については物品管理官、契約については支出負担行為担当官にあるが、実際問題としては、審査会の委員長が経理補給部長又はそれに代るべき者が、指名される実情であろうと思われるので、審査会の結論と物品管理官又は支出負担行為担当官の意志とが常に一致するであろうし、それが望まれる次第である。

(3) 名称

名称は調達要求及び契約審査会とする。海上自衛隊契約規則第7条では、契約審査会と呼称し、その審査内容も契約のみに限定しているが、調達要求をも含め事前監査を強化するためには、上記の如き呼称が適当と認められる。

2 審査会の運営

(1) 各地方総監部における運営

各地方総監部に契約課が新設された場合の審査会の運営については、次の点を考慮のうえ、その庶務は契約課とせず、監査班の所掌とすべきである。

イ 審査会の設置目的は、主として事前監査であること。

ロ 審査会の審査対象となるのは、契約課の所掌業務のみならず、補給課その他要求原局にかかる業務も含まれること。

(2) その他の部隊、機関における運営

地方総監部以外の部隊、機関においては、地方総監部のように契約課及び監査班がないので、それぞれの実情に応じて会計経理所掌課(科)の適宜の係をして運営のための庶務に従事せしめることが適当であると認められる。